

意見陳述

東京都選挙管理委員会 御中

2021年5月24日

審査申立人総代

山口あずさ

1 はじめに

本日は、意見陳述の機会を与えていただきありがとうございます。わたしは異議申出人の総代を務めさせていただいております山口あずさと申します。

まず、最初に、そもそも西東京選挙管理委員会に対し、西東京市長選挙に関する異議申出をなぜ行ったのかを、改めて申し上げようと思います。

先の西東京市長選挙に当選して市長となった池沢たかし候補者の確認団体「明日の西東京を創る会」が作成しました法定ビラ第2号が、選挙で次点となりました平井竜一候補に対する誹謗中傷であり、あからさまによそ者を排除するという表現がなされておりましたことから、多くの市民が憤りました。

わたし自身、選挙では平井候補を応援しておりましたが、選挙無効の申出を行いましたのは、平井候補のためというよりも、今、ここで何も言わないで済ませてしまえば、西東京市に住む一人の市民として恥ずかしという気持ちからでした。

2 公職選挙法の目的について

公職選挙法第1条は「この法律は、日本国憲法の精神に則り、衆議院議員、

参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期することを目的とする。」としています。

「選挙における自由」について、逐条解説公職選挙法では、「選挙人が自己の良心にしたがって、その適当と認める候補者に投票することの自由と、議員たらんとする者及びこれを支持する者が、その当選を図るために選挙運動をなすこと of 自由を意味する」と解説しています。

このビラは、排他的で攻撃的で事実をゆがめており、見た人を傷つけるものです。このビラは、到底、選挙運動をなすこと of 自由の範囲内に含まれているとは言えないものでした。

これを見た選挙人は、さまざまな反応を示すことになるわけですが、「自己の良心にしたがって、その適当と認める候補者に投票すること of 自由」は、ゆがめられた事実の提示を受けたことによって、曇りのない目で候補者を判断するという自由を奪われてしまったと言わざるを得ないのです。

3 西東京選挙管理の決定について

このビラに何が書いてあるか、処分庁である西東京選挙管理委員会に対し、申立人らは、その文言及び、引用された個々の新聞記事等について、その違法性を詳しく説明し、訴えました。

わたしたちの訴えをよそに、処分庁である西東京選挙管理委員会は棄却決定をし、公職選挙法第205条が規定する要件について、「選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り」を分解し、ここで言うところの「選挙の規定に違反する」について、まず一義的に、「選挙管理の任にある機関」による違法を指すとし、選挙運動員等による違反行為については、「選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票

を妨げられたような特段の事態を生じた場合」には、選挙の自由公正が失われたものとして、選挙を無効としなければならないことも考えられないではないとされているとし、4つの最高裁の判例を提示しました。

この4つの判例について、丁寧に見ていくことにします。

まず、最高裁昭和27年12月4日第一小法廷判決の事例は、候補者の氏がカタカナで記載された紙片が投票日の午前9時半頃から午前10時過頃まで第二投票所の投票記載所左端の机上に放置されていたという事案で、この紙片が故意に置かれたのか否か不明とした上で「公職選挙法二〇五条にいわゆる「選挙の規定に違反することがあるとき」とは、主として、選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反することがあるとき又は直接かような明文の規定は存在しないが選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるときを指すものと解するを相当とする」と判示して、選挙の違法が行われたとしていた原判決を破棄したものです。

次に、最高裁昭和30年8月9日第三小法廷判決は、衆議院選挙における各候補者の得票数の予想が記載された新聞記事が選挙の結果に影響を及ぼしたとする事案です。ここでも先の判決と同様な説示がなされたのちに「厳格な意味では前述のような選挙の規定違反にあたらぬ場合でも、選挙の自由公正が失われ、選挙人全般がその自由な判断によつて投票することが妨げられたような場合には、あるいは選挙を無効としなければならない場合も考えられないことはないけれども、本件のような一新聞紙の記事によつて、右のような意味で選挙の自由公正が害されたものとは到底考えられない」としています。

また、最高裁昭和43年7月5日第二小法廷判決及び最高裁昭和61年2月18日第三小法廷判決は、選挙公報に掲載された候補者の経歴に虚偽があったという事案で、候補者の提出した掲載分をそのまま掲載したものである以上、

選挙の管理執行手続きに違反するところはないとして、選挙の無効原因にはならないと判示しています。

本件は、上記の各判例とは事案を異にし、候補者本人に関する虚偽事項の公表ではなく、ライバル候補の落選を目的とした虚偽事項の公表であることを、改めて強調させていただきます。

虚偽事項公表罪については、法定刑も、候補者本人が自分のことを偽る場合が、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金であるのに対し、ライバル候補の落選を目的とした場合は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金とされ、2倍以上の量刑が課される重罪とされています。

さらに、選挙のやり直しが認められた判例についても、紹介させていただきます。

最高裁昭和 39 年 12 月 10 日第一小法廷は、破棄自判して選挙のやり直しを命じたものです。

市議会議員選挙において、候補者について、自由民主党所属を無所属と誤記して掲示した事案で、原審が選挙の結果に異動を及ぼす虞のないものとした判断を覆し「もともと選挙において、個々の選挙人の候補者の選択、投票意思の決定がいかなる要因によつて行われるかは、各人各様であつて、仮に市町村の公職の選挙が国会議員選挙の場合に比していわゆる政党化はいまだよく浸透していないとしても、市町村における公職の選挙の候補者についても、その所属政党を重視する選挙人のあることは否定しえず、しかも本件のような掲示の党派別に誤記のある場合に、それによつて投票意思の決定に影響を被つた選挙人がどれだけあつたか、そのうちに掲示の誤記を信じて誤記された候補者に投票した選挙人とその候補者に投票を避けた選挙人がそれぞれどれだけあつたかは、すべてその実数を把握しうるものではないのである。」とし、「原判決によれば、本件選挙における当落得票差は僅か三票にすぎず、本件誤記の違法が当落に異動を及ぼす可能性も濃厚なものが推測され

る。」と判示しました。ちなみに、この事案は、原審の高等裁判所が、本件選挙の無効を認めた選挙管理委員会の裁決を否定したものを、さらに覆した事案でした。しかも、所属党派を誤記された候補者自身がすでに死亡しており、この死亡を本選挙の効力に関する争訟の利益の消滅事由と認めたことについても、公職選挙法 205 条 1 項の解釈適用を誤ったとして「選挙争訟はいわゆる民衆争訟に属し、自由公正を欠く違法な選挙の結果を排除する公益上の要請から認められた制度であつて、候補者や特定の選挙人の権利利益の保護救済を直接その目的とするものでないことは多言を要しないところである。従つて、本件選挙の違法が、選挙の結果に異動を及ぼす虞の認められる以上、選挙は無効とせらるべく、訴訟の係属中にD候補の死亡があつたとしても、すでになされた裁決にも、本件訴訟の利益にも、なんら影響するところはないのであつて、同人の死亡によつて実質的に争訟の利益が失われるものと解した原判決の判断は、到底容認しがたく」と判示しているのです。

この事案は、処分庁の主張を鑑みれば、選挙管理の任にある機関による違法行為であるとの反論が当然に予測されるわけではありませんが、「自由公正を欠く違法な選挙の結果を排除する公益上の要請」について、東京都選挙管理委員会におかれましては、今一度、誠実にご判断いただきたくお願い申し上げます。

以上